

人事委員会規則七―六十六（時間外勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西 野 三紀子

人事委員会規則七―六十六（時間外勤務手当）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―六十六（時間外勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（時間外勤務手当を支給しない時間） 第三条 条例第十五条第六項に規定する規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 一 職員に条例第十六条の規定により休日勤務手当が支給された場合当該手当の対象となった勤務（以下この条において「休日勤務」という。）をした日が属する週において、当該職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下この条において「勤務時間条例」という。）<u>第五条第三項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>の規定による週休日の振替等（次号において「週休日の振替等」という。）により勤務時間を割り振られたとき。 イ 当該週の勤務時間が三十八時間四十五分に当該休日勤務をした時間を加えた時間以下になるときのあらかじめ勤務時間条例第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により割り振られた一週間の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務した勤務時間 ロ 当該週の勤務時間が三十八時間四十五分に当該休日勤務をした時間を加えた時間を超えるとき割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、当該休日勤務をした時間に相当する時間（勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員及び勤務時間条例第四条の規定	（時間外勤務手当を支給しない時間） 第三条 条例第十五条第六項に規定する規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 一 職員に条例第十六条の規定により休日勤務手当が支給された場合当該手当の対象となった勤務（以下 「休日勤務」という。）をした日が属する週において、当該職員が勤務時間条例第五条 の規定による週休日の振替等（以下 「週休日の振替等」という。）により勤務時間を割り振られたとき。 イ 当該週の勤務時間が三十八時間四十五分に当該休日勤務をした時間を加えた時間以下になるときのあらかじめ勤務時間条例第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により割り振られた一週間の勤務時間（以下 「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務した勤務時間 ロ 当該週の勤務時間が三十八時間四十五分に当該休日勤務をした時間を加えた時間を超えるとき割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した勤務時間のうち、当該休日勤務をした時間に相当する時間（勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員及び勤務時間条例第四条の規定

により週休日又は勤務時間の割振りを別に定められた職員
(次号においてこれらの者を「交替制等勤務職員」とい
う。)において、割振り変更前の勤務時間が三十八時間四十
五分を超える場合にあっては三十八時間四十五分に当該休日
勤務をした時間を加えた時間数から割振り変更前の勤務時間
を差し引いた時間数に相当する時間、割振り変更前の勤務時
間が三十八時間四十五分に満たない場合にあっては三十八時
間四十五分から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間数
に相当する時間に休日勤務をした時間を加えた時間)

により週休日又は勤務時間の割振りを別に定められた職員
(以下「交替制等勤務職員」とい
う。)において、割振り変更前の勤務時間が三十八時間四十
五分を超える場合にあっては三十八時間四十五分に当該休日
勤務をした時間を加えた時間数から割振り変更前の勤務時間
を差し引いた時間数に相当する時間、割振り変更前の勤務時
間が三十八時間四十五分に満たない場合にあっては三十八時
間四十五分から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間数
に相当する時間に休日勤務をした時間を加えた時間)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。